

もくじ

- (2面) 6月定例会
本会議の質問から
- (3面) 常任委員会の委員長報告の
要旨について
- (4面) 四国4県議会正副議長会議
開催
常任委員会の動き
6月定例会審議の結果
検察審査会の議決「不起訴不当」
お知らせ
9月定例会の開催日程(予定)

こうち 県議会 だより

第14号



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

こうち県議
会だよりは、
定例会(2月・
6月・9月・12
月)に合わせて
年4回発行
します。

編集・発行
高知県議会
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
TEL 088-823-9536
FAX 088-872-8411
E-mail k50101@ken.pref.kochi.jp
http://www.pref.kochi.jp/gikai/



よさこい祭り

6月定例会トピックス

(会期 6月28日～7月10日【13日間】)

預け金及び公文書の破棄問題について陳謝
～開会日～

提案説明の冒頭、橋本知事は、「預け金」という不適
正な会計処理や、一連の融資問題に関連した、公文書
の一部が破棄された問題に関して陳謝しました。
預け金の問題については、調査により明らかになら
ずた事実を県民に公表し、再発防止の対策を講じ、使
道に問題があると思われるものは職員で返済し、一
方、組織を管理監督する立場の者を中心に厳正な処
分を行うとともに、管理職手当等を減額することと
し、また、知事、副知事、出納長及び教育長の期末手当
を減額する条例議案を今議会に追加提案すると述べ
ました。

公文書の廃棄の問題については、庁議を通じて、今
回の問題を職員一人ひとりが真剣に考えるよう指示
するとともに、全ての職場を対象とした
代表者の研修会を行い、その内容を職場
で職員に徹底させることにより、公文書
の適正な取扱いはもとより、情報公開への
意識を高め、透明性の高い開かれた県政
を一層進め、信頼の回復につなげてい
くと述べました。

続いて、各分野ごとの主要な政策につ
いての方針を述べた後、今定例会に提出し
た十三議案について説明しました。

知事の政治姿勢や産業廃棄物問題な
どについて論議 ～本会議質問～

開議第二日、第三日には本会議質問が
行われ、六議員が登壇。
預け金問題に対する知事の政治姿勢、
責任、産業廃棄物処理施設の計画、教育
行政などについて論議がなされました。

十六議案を審査 ～常任委員会～

十六議案(追加議案一件と請願二件を
含む)が所管の常任委員会に付託され、審
査されました。

文化厚生委員会が白紙に戻すよう求めていた産業
廃棄物処理施設の整備計画は、抜本的に見直される
ことになりました。

知事から提案された条例議案のうち一件は否決
～閉会日～

本会議で採決の結果、知事から追加提出された人
事議案一件、議員から提出された条例議案等九件を
含む二十三議案が可決され、請願が一件採択されま
した。

知事から追加提案された「知事等の給与、旅費等に
関する条例の一部を改正する条例議案」が否決され
ました。

また、議員から提出された意見書議案三件が否決
されました。

6月定例会 本会議の質問から

(7月3日・4日)



質問者(質問順)

七月三日

元木 益樹

田頭文吾郎

江淵 征香

七月四日

池脇 純一

森田 英二

中西 哲

「試し人事」はマイナス要因



元木 益樹
(自由民主党)

問 重要な部長級人事で、「試し人事」が頻りに行われている。職員意識改革や県政上の課題解決には大きなマイナス要因ではないか。

答 知事 人事の基本は人材適所であり、部局長の人事も、それぞれの職場が所管する県政上の課題や業務に的確に対応することが出来る人材の登用を旨として配置している。

問 十三年度観光白書で、観光は二十一世紀のリーディング産業として期待されていると位置づけられているが、提案説明の中で、「当面」の意味を挙げて述べた「当面」の意味と、観光を文化行政の中に位置づけているが、観光を産業として認知していないのか聞く。

答 知事 観光は幅広い経済効果と即効性があり、まずこの分野に全力で取り組むたいという思いで言っている。また、観光は直接関連する分野だけでなく、その効果が農林水産業や地場

産業など幅広い分野に及ぶので、本県産業にとってリーディング的な位置づけで継続的に取り組むべき重要な産業と考えている。

問 本県では長い間、学習指導要領が軽視され、教育計画書がつくられず、教員の勤や経験に頼る傾向があった。そこで教師が学習指導要領をしっかりと学習し指導計画を立て計画的な授業を行うこと、学校が組織体として教育活動を推進することが重要であると考えるが所見を聞く。

答 教育長 これからの学校経営は、教育ビジョンに基づいたリーダーシップやマネージャーが求められる。そのために、教育方針の明確化や教育計画の具体化、教職員の共通理解を形成する環境づくりや管理職研修などに取り組んでいく。

公文書破棄・隠へい問題は徹底調査を求める



田頭文吾郎
(日本共産党)

問 平成十二年三月中旬に、関大センターの個別調書や審査会議事録が消えたことすれば何者かが意図的に隠へいしたとしか考えられない。事実関係が

あいまいなまま関係者の処分が行われ、これで決着したかのような幕引きは県民の納得を得られるものではなく、徹底調査を求める。

答 知事 調査の結果では、事実関係の十分な説明はできていない。背景の融資事件は、現在刑事事件として取り調べ中であり、関係書類の多くが押収され、時間の経過で関係職員の記憶もあいまいになっていることから、現状では精一杯の調査結果と考えている。

問 これまでの県教委と教職員団体との対立の原因と責任は教育行政の側にあったことは明らかであり、教育行政の責任は極めて重大である。どう認識しているのか。

答 教育長 過去には動員闘争をめぐって対立をする時期もあったが、平成九年度からスタートした土佐の教育改革では、「子どもたちが主人公」をキーワードに市町村、学校、教職員が協力しながら取り組みを進めている。今後も教職員団体の代表者とも定期的に意見交換を行うていく。

問 鳥獣被害をなくするため管理計画策定の取り組み状況と管理計画の策定期間及び対象とする野生動物の種類を聞く。

答 森林局長 特に被害が深刻なイノシシについては、今年十月を目途に計画を策定し、シカについては十七年度策定に向け、今年度から調査に着手する予定である。今後とも野生鳥獣による農作物等への被害の一層の軽減に努めていく。

公共事業の見直しによる本県への影響は



江淵 征香
(県民クラブ)

問 本県の社会資本の整備の状況と地方分権改革推進会議の中間報告に伴う公共事業の見

直しによる本県への影響をどのように受け止めているのか。

答 土木部長 本県の社会資本の整備の状況は、道路改良率が全国四十四位、下水道普及率が全国四十五位など、いずれも立ち遅れており、またまた社会資本の整備が必要な状況である。国と地方の役割分担が明確になれば、社会資本の整備を進めていく上で地方の自由度が大きくなる一方で、自主財源の乏しい本県にとっては財源確保など、今最も注視すべき事項である。また、全体的な公共事業の費用圧縮方針と相まって、遅れている本県の社会資本の整備を進めていく上で、今後ますます厳しい状況が予想される。

問 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しといった流れについて、地方の行財政の自由度を高めるものであり基本的には賛成との姿勢を今後どういう形でアピールしていくのか。

答 知事 現在進められている税源配分の見直しなどの議論には基本的に賛成である。このことは片山総務大臣などにも伝えてある。今月開かれる全国知事会などあらゆる機会を通じて今後もしっかりしていききたい。

問 魚さい処理場は漁業県である本県にとっては必要不可欠の施設と思うがどうか。

答 文化環境部長 漁業の盛んな本県では、魚あらの加工処理を県内で安定的に、また安価に行うことは漁業振興上も大変重要なことだと思っている。

七月四日

南海地震への対応を聞く



池脇 純一
(清流会・公明)

問 東南海地震や南海地震に係る防災対策を推進するための特別措置法案が国会に議員提

案された。新たな特別立法も踏まえ、県としてどのように南海地震に取り組んでいくのか。

答 知事 県としては、津波から逃げる対策や水門の閉鎖対策などを進めていかなければならぬ。このためには、観測や予知の体制の整備や広域の応援態勢の確保と併せて住民の避難など、地域防災の対策への特別な財政支援についても国に働きかけていく。

問 司書教諭の発令は現行の職員定数外に配置されなければならぬと考えるがどうか。また、県立学校では実習助手として図書館司書を配置し、生徒の読書活動の推進を図っているが、市町村立学校に対してはどのような対策を講じる考えはないのか。

答 教育長 専任教職員の配置は、定数の上で新たな措置がなされなければ一定の限界があり、本県の現状では県独自の取り組みを行うことは困難である。また、本県では、学校への協力者として司書教諭の協力体制を整え、子供たちの読書活動を進めていく。

問 補助犬の研究及び開発、補助犬の使用を支援する事業等今後の県の対応について聞く。

答 健康福祉部長 補助犬の研究及び開発については、国の動向を注視し情報収集に努めていく。また、支援事業や対応については、盲導犬に対しては、現在国と県で助成を行っており、介助犬や聴導犬についても、国の動向を踏まえながら予算措置を行っている。



盲導犬「パッシー」

県土の美観改善に本腰を入れる



森田 英二
(自由民主党)

問 本県のあまりにも雑然とした景観や環境に、知事はなぜ本腰を上げないのか。県が率先し、市町村やボランティアを動かし、県民モラルを啓発すれば見違えるようにきれいになると思うが、所見を聞く。

答 知事 県ではボランティア団体や市町村、地域の人々の協力も得ながら、清掃活動などに取り組むとともに、広報番組や看板により不法投棄防止のPRなどにも努めている。こうした取り組みや活動を通じて、県土の美化に対する意識が高まるよう粘り強い努力を積み重ねていく。

問 暴走族等の根絶に関する条例に対する率直な評価を聞く。

答 警察本部長 暴走行為をある程度取り締まりは、駐車違反や深夜徘徊は若い少年の補導のみで他に手だてのない状態であったが、条例の制定により、重点地域も指定され七月一日からあり行為の罰則規定が適用されることになった。これにより大きな支障となっていた期待族対策が可能となつたので、暴走現場における暴走行為の助長を抑制する大きな効果と、暴走族取り締まりにも効果を発揮するものと期待している。

問 本県の海沿いは、県土を代表する美観イメージ区域であるが、汚さは目に余る。海洋局がリーダーシップを発揮し取り組んでもらいたい。

答 海洋局長 海洋局としては、地元自治体や漁協、町内会等と各施設管理者が参画した海岸域を含めた宇佐漁港全体の環境美化を実践するため、協議会を設置することとしており、この活動が県下各地域の環境改善活動のモデルとなるように関係部局が一体となって取り組んでいく。

悪しき前例は絶て



中西 哲
(自由民主党)

問 何故、課長をはじめとする全員で「真金は今後一切作らない」ということが周知徹底できなかったのか。前例踏襲主義は、県庁職員に限らず公務員によく見られるが、悪しき前例は絶つていくことがなぜできなかったのか。

答 知事 こうした結果を招いた最大の原因は、あの時点で徹底調査を行い、その内容を公表する勇気がなかったことである。その反省に立ち徹底した調査を行い、その結果を踏まえ厳正に処分をしたが、今後は職員自身の責任を明確にすることも、さらなる意識改革を図ることも、より不適正な会計処理の根絶を図っていく。

問 地上テレビ放送のデジタル化に伴う難視聴対策を視野に入れたラストワンマイルの基盤整備にも早急に取り組むべきと考えるが、所見を聞く。

答 知事 各地域のデジタルテレビを整備していくことの必要性は痛感している。そのためには国の支援が必要であり県議会とともに、要請していかねばならない。今後県内のラストワンマイルの整備は、デジタルテレビをなくしていく視点で力一杯取り組んでいく。

問 電算業務の保守委託に随意契約が多い。改善の必要があるのではないか。

答 企画振興部長 十一年度から大規模システムの契約では、プロポーザル方式で業者選定することの後年度の保守費にも競争原理が働く仕組みとしてきた。本年度はシステムの企画立案の段階からモックポイントを明らかにし、適正なシステム調達のためのガイドラインを策定した。

6月定例会 常任委員会 委員長報告(要旨)

総務委員会

付託を受けた議案のうち「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」は、賛成少数をもって否決し、その他の議案は、いずれも全会一致をもって可決した。

知事等の給与等を改正する条例と預け金問題に関する報告について

「預け金」に関する調査の結果、知事等三役及び教育長の12月と来年3月の期末手当10%減額、幹部職員に対する処分内容について説明があった。

委員から、平成8年に予算執行の適正化を決意した時に、徹底した調査を行ってれば、今回のことは起こらなかった。管理職員全体を対象として一律に処分をすることは、責任の所在が不明確となる。真に責任を問われるべきは、きちんと総括をしなかった知事の判断ミスであり、知事自らが責任を明らかにし、再度、責任ある提案がなされることを期待する、との原案に対する強い反対意見が出された。

一方で、処分は知事の裁量行為であり、妥当なものとの賛成意見も出された。

外部相談員制度の報告について

職員が仕事を進めるうえで感じた不安、疑問、問題点などを第三者の方に相談する「外部相談員」制度を新たに導入するとの説明があった。

委員から、県庁内部で自由にモノが言えない雰囲気になっていることが一番の問題ではないか。本来ならば職場内で解決されるべきもの。それを外部の人に任せ、良い人間関係が果たして作れるのか。相談員に行政の専門家がいないのはおかしいなどの意見が出た。

高知女子大学健康栄養学科の、管理栄養士養成機関の指定について

委員から、栄養士法の改正により、高知女子大学の健康栄養学科を卒業しても管理栄養士の受験資格を得るためには、1年間の実務経験が必要となったことに関し、質問があった。

執行部からは、管理栄養士養成機関の指定を受けるためには、法で定められた基準上は、学内で施設整備する必要があるが、高知医療センターとの連携で指定が受けられるかどうか、厚生労働省と協議するとの答弁があった。

教員の不祥事について

中学校で教諭が生徒に体罰を加え、けがを負わせたことに対して戒告処分を行った。また、この学校では昨年10月にも同様の体罰事件が発生していることから、校長も戒告処分を行ったとの報告があった。

委員から、体罰は絶対にしてはいけないという共通認識のもとで、生徒指導に取り組む意識を共有できる、しっかりした体制を作っていくこととの意見が出された。

執行部からは、市町村教育委員会を含め、地域全体で解決を図る。県教育委員会、教育センター等を含めアドバイスできる体制を作っていくとの答弁があった。



高知女子大学

文化厚生委員会

付託を受けた議案は、いずれも全会一致をもって可決し、請願1件を採択した。

芸陽病院に関する請願について

芸陽病院の廃止は考えていないが、病床数の適正化など今年度中に結論を出したいとの説明があり、委員から、廃止の考えがないなら県民へ十分周知すべき、病院の性格から健康福祉部が管轄すべき、病院スタッフの質の向上を図るべき等の意見が出た。

高知医療センター院長予定者の海外視察について

院長予定者は、3月14日から27日まで、アメリカへ海外視察を行ったが、事実確認をしたところ、旅費はJTBから全額支給され、参加メンバーにPFIの利害関係者が多数参加していたため、公務出張の取消し、旅費の返還、PFI審査委員の辞任に加え、関係者の処分を行ったとの説明があった。

委員から、院長予定者の処分は軽く、また適性も欠くのではないかなどの厳しい意見が出た。執行部から、旅費支給元の確認が不十分であったこと等を陳謝するとともに、院長予定者も、現在は反省し信頼回復に努力している旨の答弁があった。

魚さい加工公社について

公社設立時の覚書(副知事と高知市助役)について、当時の関係者に調査をしたところ、次は高知市中心で処理計画を立てるという認識で、県と高知市が覚書を交わしたものと説明があった。

また、緊急避難的に魚さいの県外搬出も検討しているが、県内での施設整備の必要性を痛感しており、平成16年末までに日高村以外で施設設置に取り組み旨の説明があった。

エコサイクルセンター(産業廃棄物処理施設)について

現在、基本設計とボーリング調査は見合わせている。また、柱谷川の下流域での場合、用地の半分程度が未同意で河川改修等の工事が必要となる。隣接地の場合、河川改修や進入路が不要で施設配置も十分可能との説明があった。



エコサイクルセンター建設予定地の調査に向う委員

委員から、10年以上の事業進展の遅れや関連事業費の積算をしていないことへの指摘が出るとともに、当面は、柱谷川の上流域での調査費用を、下流域や隣接地等の調査に活用することを認め、早急に調査を実施し、その結果を当委員会へ報告するよう申し入れた。執行部から、早急に調査を行いたい旨の答弁があった。

産業経済委員会

付託を受けた議案は、いずれも全会一致をもって可決した。

協業組合モード・アバンセに対する債権の回収状況について

債権については、今後とも、損害賠償請求訴訟、抵当権の実行等により、回収に努力して行きたいとの報告があった。

委員からは、競売による債権回収が現実的に困難な場合には、土地そのものとしての有効利用も検討していくべきであるとの指摘があった。

流通団地及び高知テクノパークの分譲促進策について

平成10年度に完成した流通団地は、全面積の約8割が未分譲のままであり、また、平成16年度分譲開始予定の高知テクノパークについては、造成単価が割高となる見込みとなっており、相当思い切った優遇策が必要と思われる。また、分譲促進策については、全庁的な産業振興プロジェクトチームで検討を行うこととしているとの報告があり、委員からは、新産業の誘致など、抜本的な見直しと新たな戦略が必要であるとの指摘があった。

農協改革の取り組みについて

執行部から、農協の改革に向けて、全農協に提出を求めた実践行動計画を基に、個別指導等を行っている旨、状況報告があり、委員から、各農協の支所等の統廃合など、現在の取り組みは、後ろ向きなので、より前向きに行えないかなどの質疑があった。

執行部からは、農協改革の課題は、収支構造の見直しであるなどの答弁があったが、委員からは、最大の課題は経営体としての取扱い高の減少であり、生産者のために農協としてあるべき姿が、見えていないのではないかと、との指摘があった。

海洋深層水に係る報告について

執行部から、室戸海洋深層水焼酎の問題については、申請者から、給水申請の取り下げがなされ、今後の利活用については、柔軟な分水条件づくりも必要との共通認識に立ち、室戸市と協議、検討を重ねているとの報告があった。

なお、県外企業への分水問題に関する議会対応の在り方等について、先に当委員会でも問題点を指摘し、注意を行ったところであるが、今般、課題となっていた事項について報告があった。

公文書破棄事件等に関する対応について

いわゆる「別件やみ融資」事件に係る公文書破棄事件等に関する執行部の対応については、県自身が積極的に調査、真相解明に努めることや、適正な事務執行を行うための具体的な対策をとることを執行部に要請することとした。



海洋深層水研究所

企画建設委員会

付託を受けた議案は、いずれも全会一致又は多数をもって可決した。

住民基本台帳法施行条例議案について

執行部から、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に際して、本人確認情報の保護に関する審議会の機能を高知県個人情報保護制度委員会に持たせる旨の説明があった。委員から、住民基本台帳法に規定する本人確認情報の保護に関する審議会と個人情報保護条例に規定する個人情報保護制度委員会との整合性や罰則規定などについて質疑がなされた。執行部から、審議会は、本人確認情報を審議するものではなく、制度をどのようにしていくのかという仕組みを審議するものであり、個人が特定できる情報の取り扱いには行わない、守秘義務に関する規定は設けているが、罰則規定までは設けられていないとの答弁があった。委員から、個人情報、本当に守られるのか。安全性は確保されるのか。他県ではテストをやったトラブルが起きているが、本県は問題がなかったのかとの質疑がなされた。執行部からは、専用回線で結ばれており、安全性は確保されているので、心配はない。本県でもテストをやったが、トラブルは起きていない。本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する職員や委託業者には、秘密を漏らした場合、通常より重い罰則規定を設けているとの答弁があった。

市町村合併の状況について

委員から、県は、合併した場合の財政問題だけではなく、新しいまちづくりや行政サービスがどうなるのかなどの情報を、住民に対し提供するべきではないか。また、今後の支援体制の強化についての質疑がなされた。執行部からは、情報提供のための資料づくりは、説明責任のある市町村がそれぞれの地域の実情等を踏まえて行っていく。県は、各部局に支援チームを作り、全庁挙げて助言・支援していく。合併支援本部の強化についても、考えているとの答弁があった。委員から、住民の合併に対する意識は、地域によってかなり温度差があるので、県が強いリーダーシップをとって、支援すべきとの意見があった。

公共工事のコスト縮減について

平成11年度に比べて5%以上のコスト縮減を目指した結果、平成13年度は、0.9%の縮減率であった旨の報告があった。

県営渡船について

減便や職員の体制の変更については、特に利用者の安全性や利便性には十分配慮するようとの意見があった。



県営渡船乗り場

6月定例会 審議の結果

可決された議案(23議案)

知事提出議案(14議案)

● 条例議案(9議案)

- 「高知県住民基本台帳法施行条例議案」
- 「高知県土地収用事業認定審議会条例議案」
- 「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例議案」
- 「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案」
- 「高知県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例議案」
- 「土地収用法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案」
- 「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」
- 「警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案」
- 「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」

● その他議案(4議案)

- 「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」
- 「高知県が当事者である民事調停の申立てに関する議案」
- 「県有財産(事務用機器)の取得に関する議案」
- 「高知県・高知市病院組合規約の一部変更に関する議案」

● 人事議案(1議案)

- 「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」

議員提出議案(9議案)

● 条例議案(1議案)

- 「高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案」

● 意見書議案(8議案)

- 「未就学児童の医療費無料化の実現を求める意見書議案」
- 「『自然再生推進法(仮称)』の早期制定を求める意見書議案」
- 「NPO法人の認定要件の緩和と優遇税制の拡充を求める意見書議案」
- 「森林整備法人経営へ国の支援を求める意見書議案」
- 「森林・林業・木材関連産業政策と新たな予算の確立を求める意見書議案」
- 「本州四国連絡道路通行料金の改定を求める意見書議案」
- 「道路特定財源制度に関する意見書議案」
- 「市町村合併に関する財政支援措置の拡充を求める意見書議案」

否決された議案(4議案)

知事提出議案(1議案)

● 条例議案(1議案)

- 「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」

議員提出議案(3議案)

● 意見書議案(3議案)

- 「有事3法案に反対する意見書議案」
- 「窓口負担増で、早期発見、早期治療の医療の原則を壊す健康保険法改正案の撤回を求める意見書議案」
- 「住民基本台帳ネットワークシステムの延期、凍結を求める意見書議案」

採択された請願(1議案)

- 「県立芸陽病院の存続と精神医療等の充実について」

常任委員会の動き

(4月～7月)

総務委員会

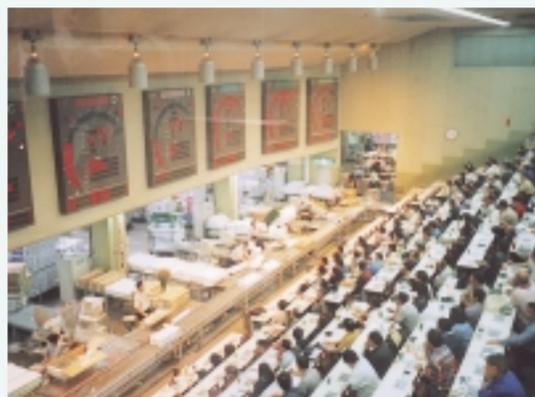
- 4/23～6/12 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(13日間)
- 5/17 政府要望の要望項目の取りまとめ
- 6/11 政府要望(総務省ほか)
- 7/5、7/8～9(6月定例会中)
- 「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」など8件の議案を審査し、1件は否決、残り7件は原案どおり可決。請願の取り下げ願いを全会一致で承認、意見書案5件を審査。

文化厚生委員会

- 4/25～6/12 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(13日間)
- 5/14 政府要望の要望項目の取りまとめ
- 6/5 政府要望(厚生労働省ほか)
- 6/21 エコサイクルセンター整備に係る取り組みについて審査
- 7/5、7/8～9(6月定例会中)
- 「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する議案」など2件の議案を審査し、全て原案どおり可決。請願1件を審査、採択。意見書案5件を審査。

産業経済委員会

- 4/25～6/24 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(13日間)
- 4/26 公文書破棄の事案について協議
- 5/14 政府要望の要望項目の取りまとめ
- 6/4 「別件やみ融資事件」に関する公文書改ざん問題及び海洋深層水の事業展開について調査
- 6/11 別件やみ融資に関する公文書問題について調査
- 6/13 政府要望(農林水産省ほか)
- 7/5、7/9(6月定例会中)
- 「高知県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例議案」を審査し、原案どおり可決。意見書案2件を審査。



大田花き市場を視察



災害復旧工事を視察(中村市下田)

企画建設委員会

- 4/23～6/7 各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(15日間)
- 5/14 政府要望の要望項目の取りまとめ
- 6/7 政府要望(国土交通省ほか)
- 7/5、7/9(6月定例会中)
- 「高知県住民基本台帳法施行条例議案」など5件の議案を審査し、全て原案どおり可決。意見書案4件を審査。

四国4県議会正副議長会議開催



四国4県議会正副議長会議が、7月29日、高知市で開催されました。会議は、高知県議会の雨森議長、橋本知事のあいさつで開会し、座長に雨森議長を選出し、議事に入りました。議事では、「地方分権の推進と地方財政基盤の充実・強化について」など4県共同提案9議案、「四国の新幹線鉄道等の整備促進について」徳島、愛媛、香川県共同提案1議案の計10議案の審議を行い、いずれも原案どおり可決しました。その後、次期開催県を愛媛県に決定し、会議は閉会しました。議決された事項については、関係各省庁などに対して要望活動を行い、議決事項の実現などを求めています。

検察審査会の議決は「不起訴不当」

協業組合モード・アバンセに対する県のやみ融資事件に絡み、県議会百条委員会での虚偽の陳述などで県議会が告発したモード・アバンセの代表理事ら5人を、高知地方検察庁が起訴猶予(不起訴)としたことについて、県議会は高知検察審査会に不服申し立てをしていましたが、7月24日同審査会は5人のうち4人の不起訴処分を「不起訴不当」と議決しました。

県議会だより テープ版・点 字版をご利用 ください

目の不自由な方に、県議会の活動をよりよく知っていただくため、この広報紙のカセットテープ版及び点字版を発行しています。

御家族やお知り合いの方で御希望の方がいらっしゃいましたら、議会事務局政務調査課企画広報班(TEL 088-823-9536)まで御連絡ください。

請願・陳情

あなたの声を県政に!

請願・陳情は、県民のみなさんの要望や意見を県政に反映させるための大切な制度です。

議員の紹介によって提出されたものを請願、紹介がないものを陳情と区別しています。

請願(陳情)を行う場合は、右の様式に基づいて請願(陳情)書を作成し、県議会議長あてに1部提出してください。

受理した請願書は、所管の委員会及び本会議で審議され、採択されれば知事等に請願を送付し、措置状況の結果を求めます。

また、陳情は、受理した場合、主旨をまとめたものを本会議場で全議員に配付します。

なお、請願の場合は、審査の結果を提出者へお伝えしています。

請願(陳情)書

年月日

高知県議会議長様

請願(陳情)者住所氏名(署名又は記名押印)

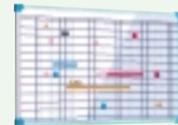
紹介議員氏名(署名又は記名押印)

について

請願(陳情)の趣旨及び理由

請願(陳情)の項目

9月定例会の開催日程(予定)



- 9月19日(木) 開会
- 27日(金) 質疑並びに一般質問
- 30日(月) "
- 10月1日(火) "
- 2日(水) "
- 3日(木) 予算委員会
- 4日(金) 常任委員会
- 7日(月) "
- 8日(火) "
- 9日(水) "
- 10日(木) 閉会

* 予定ですので、変更になる場合があります。傍聴の際には、議会事務局議事課 TEL 088-823-9534 で必ず日程を御確認ください。



お知らせ

